

お取引様各位

2024年5月31日

日本ペイント・オートモーティブコーティングス株式会社

## 労働安全衛生規則の改正に伴う当社対応について

貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(2022年5月31日厚生労働省令第91号)」により、2024年4月1日付で、労働安全衛生規則が改正されました(以下「本改正」)。

本改正(則第594条の2関係)の主な内容は、以下の通りです。

- ① 「文書交付等により通知しなければならない事項」の一つとして、皮膚等障害化学物質等を追加(則第594条の2)。
- ② 皮膚等障害化学物質等を製造または取り扱う業務において、保護眼鏡、保護衣、保護手袋等の適切な保護具を使用することを義務化(則第594条の2)。

上記本改正①に対応するため、本年10月を目途に弊社製品のSDS(以下「SDS」)の更新を予定しております。対象となる製品につきましては更新後にご提供するSDSにて詳細をご確認ください。

尚、本件についてご不明点等ございましたら、弊社営業担当までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

日頃より当社製品をご愛顧いただいております皆さまには、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

### 【対象製品】

- ・「皮膚等障害化学物質」を閾値以上含有する弊社製品
- ・製品のGHS分類「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」、「呼吸器感作性」、「皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されている弊社製品

### 【SDSの更新内容】

- ・SDS第15項に皮膚等障害化学物質等である旨の表記
- ・SDS第15項に本改正に係る法令名を追記

**【SDS の更新までの皮膚等障害化学物質等の確認方法】**

- ・ SDS 第 3 項（組成及び成分情報）の成分名及び含有率（濃度％）について、参考資料に掲載されている皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リストと照合し、「皮膚等障害化学物質等」の該当の有無をご確認ください。
- ・ SDS 第 2 項（危険有害性の要約）の G H S 分類区分について、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」、「呼吸器感作性」、「皮膚感作性」のいずれかで区分 1 である場合は「皮膚等障害化学物質等」に該当します。

**【対象官報】**

- ・ 令和 4 年 5 月 31 日 公布労働安全衛生規則等の一部を改正する省令  
（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）
- ・ 令和 6 年 1 月 9 日 基安化発 0109 第 1 号

**【ご参考】** 詳細は以下の厚生労働省 URL をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001187657.pdf>

- ・ 皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001165500.pdf>
- ・ 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(リーフレット)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216818.pdf>
- ・ 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216985.pdf>
- ・ 皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216990.pdf>
- ・ 耐透過性能一覧表  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216988.pdf>

以上